

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 20日

明石市長 殿

提出者

住所

兵庫県明石市大久保町西脇152番地

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社

明石工場

電話番号

078-936-2811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 明石工場
事業場の所在地	兵庫県明石市大久保町西脇152番地
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	1011 清涼飲料水製造業
② 事業の規模	8,074億円(CCBJI全体売上収益 2022年1月～12月)
③ 従業員数	162人(2023年 4月現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別表1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙3のとおり	
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1、2のとおり			
①現状	【前年度(2022 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1、2のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 **別紙1、2のとおり**

①現状	【前年度(2022 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 **別紙1、2のとおり**

①現状	【前年度(2022 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1、2のとおり**

①現状	【前年度(2022 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1、2のとおり**

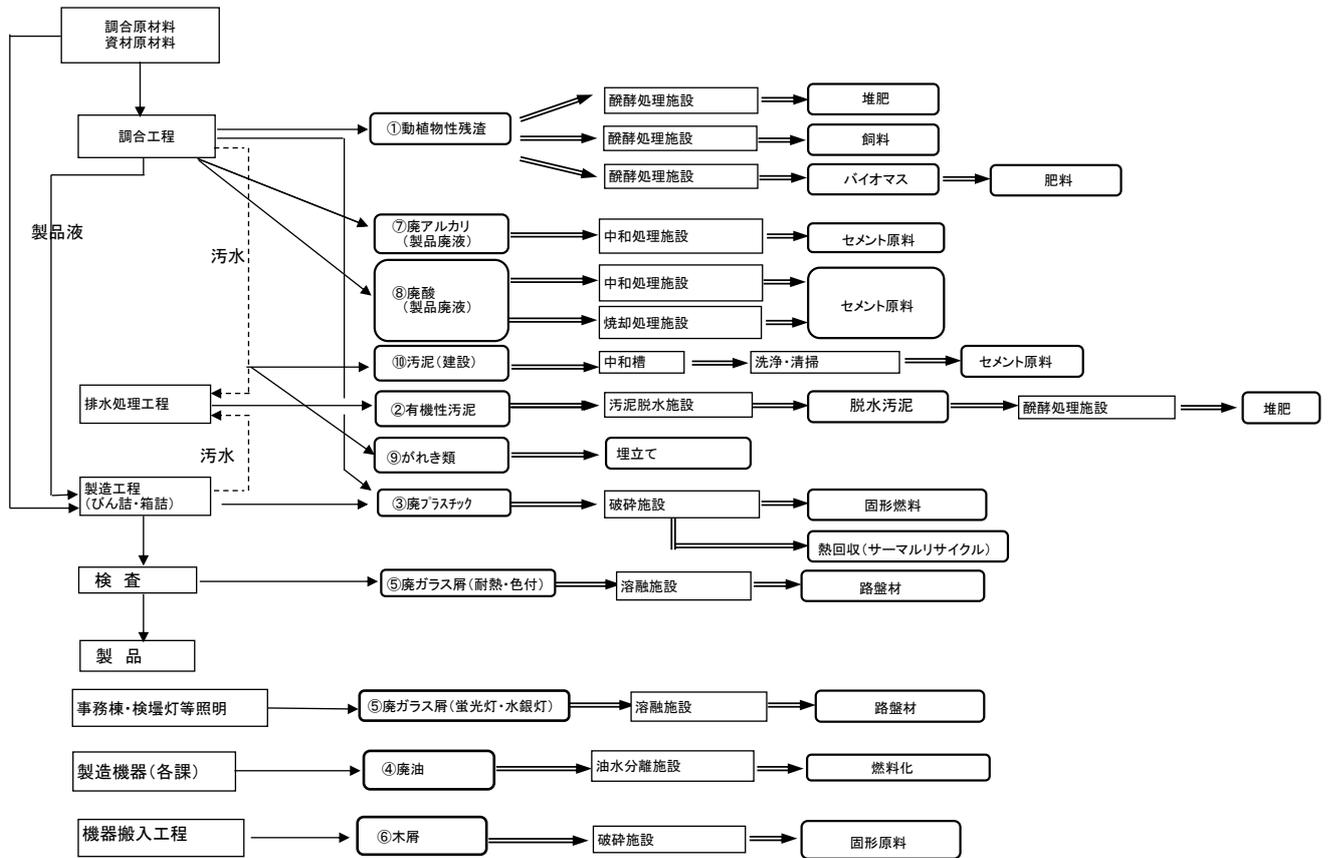
①現状	【前年度(2022 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目 標】 別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別表1 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物リサイクル一覧表

産業廃棄物	排出事業所	収集運搬業者	処分業者	処分方法	リサイクル名
① 動物性残渣	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	収集運搬許可業者	処分許可業者	発酵処理	堆肥等
				飼料化	家畜の飼料
				メタン発酵	バイオマス
② 脱水汚泥				発酵処理	堆肥等
③ 廃プラスチック				破砕・梱包	固形燃料化・サーマル
④ 廃油				エマルジョン燃料化	燃料(製品)化
⑤ 廃ガラス (耐熱性・蛍光灯・水銀灯)				熔融	路盤剤
⑥ 木屑				破砕・梱包	固形燃料化
⑦ 廃アルカリ				中和	セメント原料
⑧ 廃酸				中和	セメント原料
⑨ がれき類	焼却	セメント原料			
	管理型埋立て	—			
⑩ 汚泥(建設)	流動化	セメント原料			

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・製品歩留りの向上により、製品液量あたりの動植物性残渣及び汚泥の排出量の減量に努めている。 ・原料の容器や包装である廃プラスチック材は分別して、有価売却することによって廃棄物排出量の減量に努めている。 ・汚泥の含水率を下げ、排出量減量の調査・検証に努めた。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・他の産業廃棄物で、有価売却できるものを増やすことによって、排出量を抑制する。 ・製品歩留りの向上により、製品液量あたりの動植物性残渣及び、中間処理設備(脱水)の適正な管理を行ない、調査・検証のもとに継続して汚泥の排出量の減量に努める。

2 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工場内の廃棄物置場に、廃プラスチック、プラ混合廃棄物(廃ナイロン)、廃プラスチック(薬剤の空容器置場)、廃油、木屑、ガラス屑、蛍光灯(水銀使用製品産廃)、廃プラスチック(有価)、段ボール、特管・引火性廃油(廃インク・インク空容器)、の10箇所および動植物性残渣、汚泥専用ホッパーを設けて、廃棄物を分別・保管している。 ・廃酸は、製造テスト時のみに排出される為、発生後は速やかにローリー回収を依頼している。 ・特管・PCBは処理が完了し、保管はなくなった。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・継続して分別・保管に取り組む。

3 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・特になし

4 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設から引き抜く汚泥濃度の適正管理を行い、汚泥発生量を減量。 ・中間処理(脱水)の効率を向上することによって、最終的に当工場から排出する脱水汚泥量の減量に努めている。 ・PET製品をそのまま廃棄すると廃棄物になる為、工場で破砕・梱包して中身を工場排水処理場で処理し、残容器は有価物として処理を行った。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現状通り実施する。

5 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・特になし

6 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・当工場から発生する産業廃棄物は、全てリサイクルすることとして処理業者と委託契約を結んでいる。熱回収処理については、優良認定事業所および、認定熱回収業者と契約を結んでいるが、最終処分(燃え灰)は埋め立てとなっている。 ・残渣の処分場を堆肥のみでなく、飼料やメタンガス発酵処理の業者と契約を締結を行った。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現状通り実施する。

別紙3 管理体制図

